

社 労 連 第 263 号  
令和 2 年 5 月 15 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会  
会 長 大 野 実  
( 公 印 省 略 )

**厚生労働省設置の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金  
社労士専用コールセンターについて**

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大により、雇用調整助成金等コールセンター、ハローワーク等の機関に対して社労士から、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に係る専門的かつ詳細な質問・問い合わせが多く寄せられており、電話が繋がりにくい状況にあります。

この状況を踏まえ、今般、厚生労働省において雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に関する社労士からの専門的・詳細な内容の問い合わせに対応することにより、事業主への迅速な支給決定につなげるための専用の問い合わせ窓口（コールセンター）が下記のとおり設置されることになりました。

つきましては、貴職におかれましては業務ご多端の折誠に恐縮ではございますが、下記につきまして、貴会会員の皆様への周知方ご協力を賜りますとともに、当該コールセンターのご活用を賜りますようお願い申し上げます。

なお、連合会ホームページ会員専用ページに掲載の「雇用調整助成金解説動画」及び「雇用調整助成金に関する FAQ」等をあらかじめご確認のうえ、ご活用いただきたいことを申し添えます。

謹 白

記

<実施概要>

- (1) 名 称：雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金社労士専用コールセンター（仮称）
- (2) 期 間：令和 2 年 5 月 18 日（月）から当面の間（平日のみ）
- (3) 受付時間：10：00～16：00
- (4) 電話番号：03—3595—2224

(5) 内 容：雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の計画届、支給申請に係る支援として、①労働基準法、労働契約法など労働関係法規に係る基礎的な内容、②実施計画書、支給申請書などへの記入事項の具体的な書き方、③実施計画書や支給申請書の提出にあたって、必要となる添付書類に関する事項、④その他申請手続きに必要なとなる事項、これらの事項に係る電話相談

(6) そ の 他：社労士からの問い合わせに社労士相談員が対応

以 上

(担当：業務部企画・広報課 企画係)